

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・11月の診療予定

整形外科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 水曜日・金曜日（午前、午後診察いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前	月曜日から金曜日（午前11時までの受付） （なお、月曜日は午前10時から診察）
消化器内科	午前 午後	水曜日（午前11時までの受付） （再診のみ、完全予約制） 月曜日と10日（木）・17日（木）
呼吸器内科	午前 午後	金曜日（午前11時までの受付） 木曜日
神経内科	午前	11日（金）・25日（金）
総合診療（外科）	午前	火曜日から木曜日
外科	午前	11日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 木曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日（初診は完全予約制）
産婦人科	午前 午後	7日（月）・8日（火）・28日（月）・29日（火） 7日（月）・28日（月）
耳鼻咽喉科	午前 午後	1日（火）・2日（水）・9日（水）・10日（木）・15日（火）・16日（水）・24日（水）・29日（火）・30日（水） （午前11時までの受付） 9日（水）
眼科	午前 午後	10日（木）・17日（木） （予約以外の初診受付午前11時まで） 9日（水）・16日（水）・30日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前	火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、午前9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

睡眠時無呼吸症候群について

これは近年、居眠り運転などで注目を集めている病気です。睡眠中に息が止まることが原因で眠気やだるさを引き起こしますが、生活習慣病や血管病などの原因にもなる、意外と身近で重要な病気です。成人男性の約3～7%、女性の約2～5%にみられ、小児での発症例もあります。空気の通り道である上気道が狭くなることにより発症します。肥満による首周りの脂肪沈着のほか、舌の大きさ、あごの位置や小ささ、扁桃腫大などが原因となります。症状としてはいびき、夜間の頻尿、日中の眠気や起床時の頭痛などが挙げられます。日中の眠気は居眠り運転や労働災害の原因にもなり危険を伴います。夜寝ている間に身体が休まらないため、高血圧、脳卒中、心筋梗塞などの血管病を引き起こす危険性も約3～5倍と高くなり、死亡率も高まります。

【当てはまる方は要注意】

- 睡眠中、いびきをかいたり、呼吸が止まると言われる
- 夜、たびたび起きてしまう
- 朝、頭痛やだるさを感じたり、寝た気がしない
- 日中、よく眠気におそわれる
- 肥満気味である、血圧が高い



症状があり疑われる場合には、携帯型の簡易装置が貸し出され、自宅にて睡眠中にこれを装着する検査が行われます。この装置は睡眠中に呼吸がどの程度止まり、血中酸素濃度がどの程度低下するのかなどを測定できます。

適切に診断、治療を行うことで症状を和らげ、合併症を防ぐこともできます。ご自分やご家族に思い当たる方がいらっしゃいましたら、まずは診断につき医師へ相談してみてください。

総合診療科 杉原 伸明 医師

★★★「看護職員」募集のお知らせ★★★

正職員：看護師、パート職員：看護師（時給1,182～1,400円）、准看護師及び看護助手（資格不要、時給上限1,119円）を募集しています。家事手伝い期間等も職歴換算可能。年齢不問、未経験者可。各種手当・有給休暇・院内保育所あり。勤務時間（例：1日4時間で週3日など）も相談可能です。ご連絡お待ちしております！
問い合わせ先 総看護師長 若林

寒くなってきましたね。私が江差に赴任してから間もなく1年が経とうとしています。赴任した頃の頃は、風の強さに驚いたものです。そして、雪が降っているのに誰も傘をさしていないことにも驚きました。しかし、地元の方は口をそろえてこれが「平常運転」だといいます。

さて、私はお店の駐車場に車を止めるときは、よっぽど混雑していない限り、周囲の車から離れたところに止めます。皆さんも経験があることだと思いますが、風が強いと車のドアが勢いよく開いたり、閉じたりします。私も小さいころ、車のドアに指を挟まれて痛い思いをした記憶があります。そこで、ドアの開け閉めをするときはしっかりとドアをつかんで開け閉めするようにはしているのですが、このたび風には私の非力（笑）では到底かないません。抑えていたにもかかわらず勢いよく開いてしまったりするのです。

このとき、近くにほかの人の車が止まっていたりしてそ

「たば風にご用心」



法テラス

●お問い合わせ

TEL 050-3383-5563

（第151号）

法テラス江差通信

ここに勢いよくぶつかって傷つけてしまうと、民法上「不法行為」というものが成立します。（なお、警察への不申告は道交法違反にもなり得ます。）故意（わざと）または過失（うっかりと）により人や人の物を傷つけた場合、その損害を賠償する義務を負う、という規定があるのですが、これに該当してしまします。

傷つけてしまった方は「こんな強い風が吹くなんて想定外だ！」と言いたくなるのですが、残念ながらほとんどの場合「過失」とされてしまうでしょう。自動車保険次第では対応できる部分もあるでしょうが、それでも精神的なダメージや対応するための労力は避けられません。

お店の入り口から少し遠くになつても、1台分空けて停車することが、後々の自分を守ることになるかもしれません。これからの季節、皆様もお気をつけください。

相談のご予約は
050-3383-5563
までお願いします。

（法テラス江差）

弁護士 松田 明子